青年就農支援事業「準備型」実施要綱

第１　趣旨

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。

新規就農や経営継承をするに当たっては、技術の習得や所得の確保等が課題となっていることから、次世代を担う農業者となることを志向する就農希望者や新規就農者に対し、資金の交付を行うことにより、青年の就農意欲の喚起を図り、農政新時代に必要な人材力の強化を図る。

第２　事業実施主体

新潟県（以下、「県」という。）

第３　事業の内容

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者に対し、農業次世代人材投資資金（準備型）（以下「資金」という。）を交付する。

第４　資金の交付要件等

県は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で資金を交付する。

１　交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

（１）就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

（２）第５の１の（１）の研修計画（別紙様式第１号）が次に掲げる基準に適合していること。

ア　別に定める新潟県青年就農支援事業研修計画審査要領（以下、「審査要領」という。）において、就農に向けて必要な技術等を習得できると県が認めた研修機関等で研修を受けること。

イ　研修期間が概ね１年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

ウ　先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

（ア）当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

（イ）当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。

エ　国内での最長２年間の研修後に最長１年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

（ア）就農後５年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。

（イ）（ア）の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。

（３）常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。

（４）原則として生活費の確保を目的とした国又は県の他の事業による給付等を受けていないこと。

（５）研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後５年以内に当該農業経営を継承する、又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となること（以下「農業経営を継承」という。）を確約すること。

（６）研修終了後に独立・自営就農（青年就農支援事業「経営開始型」実施要綱第５の１の（２）に定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農後５年以内に基盤強化法第12条第１項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

（７）原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク（以下「一農ネット」という。）に加入していること。

（８）第５の１の（１）の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると県が認める場合に限り、採択を可能とする。

（９）研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第５の１の（１）の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。

２　交付金額及び交付期間

資金の額は、交付期間１年につき１人あたり最大150万円とする。また、交付期間は最長２年間とする。

なお、平成31年４月以降に研修を開始する者であって、１の（２）のエの海外研修を行う者については、交付期間を最長３年間とする。

３　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は資金の交付を停止する。

（１）１の要件を満たさなくなった場合

（２）研修を途中で中止した場合

（３）研修を途中で休止した場合

（４）第５の６の（１）の研修状況報告を行わなかった場合

（５）第５の６の（２）の研修実施状況の現地確認等により、「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」（平成31年４月１日付け30経営第3030号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。）を満たさない等、適切な研修を行っていないと県が判断した場合

（６）農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記１第11の３に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

４　次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると県が認めた場合（（２）のクに該当する場合は除く。）はこの限りでない。

（１）一部返還

ア　３の（１）から（３）まで及び（６）に掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

イ　３の（４）に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

（２）全額返還

ア　３の（５）に該当した場合。

イ　研修（第５の７の（１）の継続研修を含む。以下同じ。）終了後（研修中止後を含む。以下同じ。）１年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農しなかった場合。ただし、第５の11の（３）による手続きを行い、研修終了から原則２年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

ウ　２のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後５年以内に１の（２）のエの（ア）の農業経営を実現できなかった場合。

エ　親元就農した者が、１の（５）で確約したことを実施しなかった場合。

オ　独立・自営就農した者が就農後５年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

カ　独立・自営就農若しくは雇用就農を交付期間の1.5倍（２のなお書きにより海外研修を実施した者については５年間。以下同じ。）又は２年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、第５の11の（５）による手続きを行い、就農を中断した日から原則１年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

キ　交付期間の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間以内で第５の11の（１）の報告を行わなかった場合。

ク　虚偽の申請等を行った場合。

第５　申請手続

１　研修計画の申請・承認

（１）交付を受けようとする者は、研修計画（別紙様式第１号）を作成し、県が指定する期間中において、作成した研修計画を、研修を行う研修機関に３部提出する（県外出身者の場合は２部提出する）。研修先が先進農家等の場合は、作成した研修計画を、研修先を管轄する地域振興局に２部提出する。

　複数の研修機関等での研修を予定している場合は、それぞれの提出先に対して提出する。

（２）研修計画の提出を受けた研修機関は、内容を確認の上、申請者の出身地を管轄する地域振興局に提出する。出身地が県外の場合は、農林水産部経営普及課へ提出する。

（３）研修計画の提出を受けた地域振興局は、内容を確認の上、農林水産部経営普及課へ提出する。

（４）県は、交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査する。

　審査に当たっては、研修計画等審査委員会を設置するとともに、審査要領に基づき審査する。

　審査の結果、第４の１の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

２　研修計画の変更申請

（１）研修計画の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、１の手続きに準じて計画の変更を申請する。

変更の承認が必要な事項は、次のとおりとする（研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合は除く。）。

ア　就農形態

イ　研修先

ウ　研修期間

エ　交付期間

オ　その他、重要な事項

（２）県は、研修計画の変更申請があった場合は、１の手続きに準じて、承認する。

３　交付申請

（１）研修計画の承認を受けた者は、交付を受ける年度において最初の支払請求を行う前までに交付申請書（別紙様式第２号）を作成し、１の手続きに準じて交付申請する。

（２）県は、申請の内容が適当であると認めた場合は、予算の範囲内で申請した者に交付決定を行う。

（３）交付決定を受けた者は、交付申請の内容を変更する場合は、１の手続きに準じて変更を申請する（研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合は除く。）。

（４）県は、交付申請の変更申請があった場合は、１の手続きに準じて、承認する。

４　支払請求

交付決定を受けた者は、支払請求書（別紙様式第３号）を作成し、１の手続きに準じて資金の交付を請求する。交付の請求は半年分又は１年分を単位として行うことを基本とし、原則として、請求する資金の対象期間の最初の日から１年以内に行うものとする。

また、支払請求の対象期間が半年未満の場合には、請求の額は研修期間を月割にして算出するものとする。

５　資金の交付

県は、資金の支払請求があった場合で、請求の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、研修計画の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、県の判断により、１年分の資金を一括で交付することができるものとする。

６　研修状況報告等

（１）準備型の交付を受けた者（以下「準備型交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第４号）を１の手続きに準じて提出する。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後１か月以内に行う。

（２）研修実施状況の確認

県は、研修状況報告を受けた場合、研修機関や関係機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか、研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第５号）を使い、以下の方法により行うこととし、当県以外で研修している者については、研修先の都道府県と協力し、確認する。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

ア　交付対象者への面談

・研修に対する取組状況
・技術の習得状況
・就農に向けた準備状況

イ　指導者への面談
・研修に対する取組状況
・技術の習得状況
・就農に向けた準備状況

ウ　書類確認
・成績表（成績表が発行されている場合）
・出席状況
・研修時間及び休憩時間

7　継続研修計画の申請・承認

（１）準備型の交付終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第６号）を作成し、１の手続きに準じて申請するとともに、継続研修開始後１か月以内に継続研修届（別紙様式第７号）を同様に提出する。継続研修は準備型交付終了後１か月以内に開始するものとし、その期間は原則として４年以内とする。

継続研修を行う場合の、第４の４の（２）のイの研修終了後１年以内とは継続研修の終了後１年以内とする。また、継続研修の期間中は６の規定により、１の手続きに準じて研修の実施状況の報告を行わなければならない。

（２）県は、継続研修計画の提出を受けた場合は、１の手続きに準じて承認する。

ただし、この場合、「第４の１の要件」を「第４の１の（１）及び（２）の要件」と読み替えるものとする。

8　交付の中止

（１）準備型交付対象者は、準備型の受給を中止する場合は１の手続きに準じて中止届（別紙様式第８号）を提出する。

（２）県は、準備型交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第４の３の（１）、（２）、（４）若しくは（５）のいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

9　交付の休止

（１）準備型交付対象者は病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は１の手続きに準じて休止届（別紙様式第９号）を提出する。

（２）県は、準備型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。

（３）（１）の休止届を提出した準備型交付対象者が研修を再開する場合は研修再開届（別紙様式第10号）を１の手続きに準じて提出する。

（４）県は、準備型交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

（５）準備型交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は１度の妊娠・出産又は災害につき最長１年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、（３）の研修再開届と合わせて２の手続きに準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

10　交付実績の報告

準備型交付対象者は、交付実績報告書（別紙様式第11号）を１の手続きに準じて提出する。提出は、当該年度の最後の資金交付後10日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行う。

11　研修終了後の報告

研修終了後の報告については以下のとおりとする。また、各報告を受理した地域振興局は、内容を確認の上、農林水産部経営普及課長に提出する。

（１）就農状況報告

準備型交付対象者は、研修終了後６年間、毎年７月末及び１月末までにその直前の６か月間の就農状況報告（別紙様式第12号、又は青年就農支援事業「経営開始型」実施要綱第６の７の（１）に規定された市町村長に提出する就農状況報告の写し（研修終了後に経営開始型の交付を受けた者（以下、開始型交付対象者）に限る。））を就農先を管轄する地域振興局（就農地が県外の場合は、農林水産部経営普及課）に提出する。

（２）住所等変更報告

準備型交付対象者は、研修終了後６年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後１か月以内に住所等変更届（別紙様式第13号）を就農予定先を管轄する地域振興局（就農地が県外の場合は、農林水産部経営普及課）に提出する。ただし、交付期間中は１の手続きに準じて提出するものとする。

（３）就農遅延報告

準備型交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後１年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、就農遅延届（別紙様式第14号）を就農予定先を管轄する地域振興局（就農地が県外の場合は、農林水産部経営普及課）に提出する。

なお、就農遅延期間は研修終了後から原則２年以内とする。

（４）就農報告

準備型交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後１か月以内に就農報告（別紙様式第15号）を就農先を管轄する地域振興局（就農地が県外の場合は、農林水産部経営普及課）に提出する。ただし、就農報告を再提出する場合には直前の就農地を所轄する地域振興局に提出するものとする。

（５）就農中断報告

準備型交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後１か月以内に就農中断届（別紙様式第16号）を就農先を管轄する地域振興局（就農地が県外の場合は、農林水産部経営普及課）に提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則１年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第17号）を提出する。

（６）離農報告

準備型交付対象者は、交付期間終了後６年の間に離農した場合は、離農後１か月以内に離農届（別紙様式第20号）を就農先を管轄する地域振興局（就農地が県外の場合は、農林水産部経営普及課）に提出する。

12　研修終了後の確認

（１）就農状況の確認

県は、就農状況報告の提出のあった準備型交付対象者の就農状況を、準備型交付期間の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、第４の１の（５）に掲げる親元就農する場合は、農業経営を継承したと

いう就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

確認は以下のとおり行うこととし、当県以外に就農した者については、就農先の都道府県と協力し、確認する。

ア　開始型交付対象者

青年就農支援事業「経営開始型」実施要綱第６の７の（４）のアによる確認結果について、農業次世代人材投資資金交付対象者データベースに照会する。

イ　農の雇用事業の研修生となっている者

農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記３の第６の６による確認結果について、農の雇用事業の事業実施主体に照会する。

ウ　ア又はイ以外の者

就農状況確認チェックリスト（別紙様式第18号）を使い、申請者の就農先を管轄する地域振興局が以下の方法により行う。

a　面談

・営農に対する取組状況
・栽培・経営管理状況
・青年等就農計画等達成に向けた取組状況
・労働環境等に対する取組状況

b　圃場確認

・耕作すべき農地が遊休化されていないか
・農作物を適切に生産しているか

c　書類確認

・作業日誌
・帳簿
・農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第３条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第４条第１項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）

（２）就農遅延者の状況確認

県は、準備型交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期間は研修終了から原則２年以内とする。また、県は就農遅延届の提出があった準備型交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

（３）農地の権利設定の確認

県は、独立・自営就農する準備型交付対象者から就農報告の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

（４）就農中断者の状況確認

県は、準備型交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則１年以内とする。また、県は就農中断届の提出のあった準備型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

13　返還免除

（１）準備型交付対象者は、第４の４のただし書の病気、災害等やむを得ない事情に該

当する場合は、１の手続きに準じて返還免除申請書（別紙様式第19号）を提出する。

（２）県は、準備型交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第４の４のただし書きのやむを得ない事情として妥当と認められる場合は、資金の返還を免除することができる。

第６　交付対象者情報の共有

１　県は、本事業に関わる関係機関と交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

２　県は、本事業の実施に際して得る個人情報については、農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記１第７の３の（５）に規定された別紙様式第22号により適切に取り扱うものとする。

第７　関係機関との連携

本事業の実施に当たって、県、地域振興局、県青年農業者等育成センター、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第４項に規定する者をいう。）、市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関は互いに密接に連携し、支援対象者が円滑に就農し、地域の中心的農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

第８　その他

１　県は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入検査を行うことができる。

２　県は、偽りその他の不正行為により、本来受給することができない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表する。

３　事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知）及び新潟県補助金等交付規則（昭和37年2月12日新潟県規則第7号）に定めるところによる。

附　則

この要綱は、平成24年８月７日より施行し、平成24年４月６日から適用する。

附　則

この要綱は、平成24年10月３日より施行し、平成24年９月10日から適用する。

附　則

１　この要綱は、平成25年４月12日より施行し、平成25年２月26日から適用する。

２　この通知による改正前の青年就農支援事業「準備型給付金」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の運用については、なお従前の例によるものとする。ただし、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

・改正後の第５の６の（２）、第６及び第７

附　則

１　この要綱は、平成25年６月７日より施行し、平成25年５月16日から適用する。

２　この通知による改正前の青年就農支援事業「準備型給付金」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の運用については、なお従前の例によるものとする。ただし、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

・改正後の第５の４

附　則

この要綱は、平成25年10月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成26年３月12日から施行し、平成26年２月６日から適用する。ただし、適用日までに申請のあったものについては、なお従前のとおりとする。

２　この通知による改正前の青年就農支援事業「準備型給付金」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の運用については、なお従前の例によるものとする。ただし、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

・改正後の第４の１の（６）及び第６

附　則

１　この要綱は、平成26年４月22日から施行し、平成26年４月１日から適用する。

２　この通知による改正前の青年就農支援事業「準備型給付金」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の運用については、なお従前の例によるものとする。

附　則

１　この要綱は、平成27年２月12日から施行し、平成27年２月３日から適用する。ただし、適用日までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。

２　この通知による改正前の青年就農支援事業「準備型給付金」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

・改正後の第５の４及び第５の５

附　則

１　この要綱は、平成27年４月15日から施行し、平成27年４月９日から適用する。

２　この通知による改正前の青年就農支援事業「準備型給付金」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

・改正後の第４の３の（６）

附　則

1　この要綱は、平成27年11月11日から施行し、平成27年10月１日から適用する。
2　この通知による改正前の青年就農支援事業「準備型給付金」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この要綱は、平成28年４月21日から施行し、平成28年４月１日から適用する。
2　この通知による改正前の青年就農支援事業「準備型給付金」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この要綱は、平成29年５月16日から施行し、平成29年４月１日から適用する。
2　この通知による改正前の青年就農支援事業「準備型給付金」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この要綱は、平成29年８月10日から施行し、平成29年７月13日から適用する。

附　則

1　この要綱は、平成29年９月26日から施行し、平成29年８月29日から適用する。

附　則

1　この要綱は、平成30年４月27日から施行し、平成30年４月１日から適用する。
2　この通知による改正前の青年就農支援事業「準備型」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この要綱は、平成30年11月５日から施行し、平成30年10月９日から適用する。

附　則

1　この要綱は、令和元年５月20日から施行し、平成31年４月１日から適用する。
2　この通知による改正前の青年就農支援事業「準備型」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。
ただし、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。
・改正後の第４の３の（５）及び第５の６の（２）
・改正後の別紙様式第５号及び別紙様式第18号の１

附　則

1　この要綱は、令和元年６月18日から施行し、令和元年６月18日から適用する。

附　則

1　この要綱は、令和２年６月15日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

2　この通知による改正前の青年就農支援事業「準備型」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

・改正後の第５の７の（１）及び第５の11の（６）

・改正後の別紙様式第６号、別紙様式第12号の１、別紙様式第15号及び別紙様式第18号の１

3　この通知による改正前の青年就農支援事業「準備型」実施要綱の規定に基づき交付を受けている者が、改正後に第４の１の（２）のアに規定する審査要領に基づき、研修先を変更する場合、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

・改正後の第４の１の（２）のア及びウ、第５の６の（２）のウ

・改正後の別紙様式第１号の別添３及び別添７、別紙様式第４号の１、別紙様式第４号の２、別紙様式第５号